

令和8年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第5条（届出）について
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 非農地判断
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
10番	村山文雄君	19番	根本脩君

欠 席 委 員

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	黒 田 真 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） 最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は、9番坂本和夫委員、10番村山文雄委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから7ページまでの8件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号3番、4番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましては、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号 農地法第5条（届出）について報告いたします。

議案書8ページの2件でございます。農地法第5条第1項第6号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番は、宅地分譲用地として利用するものであります。申請番号2番は、住宅用地として利用するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページから13ページまでの4件でございます。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。

申請番号1番、2番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号3番、4番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。な

お、申請番号7番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。申請番号1番から6番について、事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 14ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 古渡字古渡、他1地区、田2筆、2, 847㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 佐原組新田字佐原組、田1筆、92㎡についてでございますが、受人が自己用住宅購入を機に家庭菜園を始めるために隣接する農地を買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号3番 時崎字土戸、畑1筆、1, 315㎡についてでございますが、受人が自己用住宅購入を機に家庭菜園を始めるために隣接する農地を買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号4番 福田字福田、田2筆、2, 917㎡についてでございますが、渡人による農地の管理が困難なため、買い受けるものでございます。

申請番号5番 市崎字和田前、他2地区、田5筆、17, 826㎡についてでございますが、渡人による農地の管理が困難なため、買い受けるものでございます。

申請番号6番 町田字新利根添、他1地区、田2筆、2, 128㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。申請番号1番について報告いたします。

去る8月3日に鈴木推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台、2トントラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君） 17番坂本です。申請番号2番について報告いたします。

7月31日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は自己用住宅建築を機に隣地に畑を取得し、新規に家庭菜園を行うための申請であります。耕運機と農機具を今後購入する予定です。農作業従事日数は150日以上、調査の結果、受人は農地の権利取得

の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本 典勇君） 11番埴本です。申請番号3番について、報告いたします。

去る8月2日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は自己用住宅建築を機に隣地に畑を取得し、新規に家庭菜園を行うための申請であります。農機具は、今後購入する予定です。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から6番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号4番について、報告いたします。

8月1日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業法人であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター6台、田植機3台、コンバイン3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号5番について、報告いたします。

去る8月1日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号6番について、報告いたします。

去る8月6日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻・レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第 2 号 農地法第 5 条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。なお、申請番号 1 4 番につきましては、後ほど一括で審議いたしますので、申請番号 1 番から 1 0 番、1 2 番、1 3 番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 1 6 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」でございます。

申請番号 1 番 神宮寺字外馬場、畑 1 筆、1, 1 5 9 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。6 2 0 w パネル 1 8 0 枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 2 番 神宮寺字外馬場、畑 1 筆、9 0 7 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。5 9 0 w パネル 1 6 6 枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 3 番 神宮寺字馬場、畑 3 筆、9 6 6 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。6 2 5 w パネル 1 7 2 枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 4 番 上之島字下ノ町、畑 1 筆、2 2 0 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で稲敷市役所東支所から半径 3 0 0 m 以内に位置する農地であるため第 3 種農地と判断いたしました。申請人は申請地付近でブリーダー業を営んでおり、来客用、搬入業者用の駐車場として利用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。

申請番号 5 番 佐倉字横ついち、畑 2 筆、1, 6 4 3 m²についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。6 2 0 w パネル 1 7 2 枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号 6 番 江戸崎字芝ヶ谷、畑 1 筆、3 3 0 m²についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は、現在借家に居住しており家族の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築するため申請に及んだものであります。事業計画は木造 2 階建て、6 9 . 5 6 m²の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。

申請番号 7 番 上馬渡字城白山前、畑 2 筆、1, 3 6 4 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転

用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル150枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 月出里字花指、畑1筆、1,687㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 駒塚字山、畑1筆、1,261㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号10番 椎塚字アラク、畑2筆、930㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600wパネル144枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号12番 幸田字船戸、田1筆、555㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は隣地で主に電気工事等を行っている業者であり、事業拡大に伴い資材置場が手狭になったことから申請に及んだものであります。取水、排水はなく、雨水は敷地内浸透及び土地改良区の排水路に放流する計画で土地改良区の施設使用承認書も添付されております。購入土で埋め立てを行う計画で市廃棄物対策室との協議も了しております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第35条第5号、既存の施設の拡張に該当しております。

申請番号13番 阿波崎字宮原、畑1筆山林1筆、532㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。なお内1筆は登記地目が山林であります。農地台帳に登載している農地であるため今回合わせて申請が上がったものであります。申請人は、現在借家に居住しておりますが勤務先や子供の通学のことを考え、新たに自己住宅を建築するため申請に及んだものであります。事業計画は木造平屋建て、126.69㎡の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。

これで議案第2号申請番号1番から10番、12番及び13番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番から3番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君）17番坂本です。

申請番号4番について、去る5日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君）6番宮本です。

申請番号5番・6番について、去る5日、清原推進委員と坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号5番については太陽光発電施設用地として、申請番号6番については自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚 治正君）16番飯塚です。

申請番号7番について、去る5日、栗山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番から10番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本 典勇君）11番埴本です。

申請番号8番から10番について、去る5日、古渡推進委員・宮本推進委員・木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君）15番山口です。

申請番号12番について、去る5日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号13番について、去る5日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から10番、12番、13番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号 申請番号7番、議案第2号 申請番号14番について、所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 15ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号7番 伊佐津字富士台、畑1筆、1,059.13㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に19ページをお開き願います。

議案第2号 申請番号14番 伊佐津字富士台、畑1筆、0.43㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの、期間満了により再申請するものでございます。下部農地の作物については、前回はサツマイモにて許可を得ておりましたが、サツマイモの買取基準の厳格化、買取価格の下落により利益を出すことが難しくなったため、牧草へ作物を転換するとの申請になります。転用期間は令和11年9月10日までの3年間で、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号申請番号7番、及び議案第2号申請番号14番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号 申請番号7番、議案第2号 申請番号14番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

議案第1号申請番号7番、議案第2号申請番号14番について、去る5日、荒井推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから、報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、

許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 申請番号7番、議案第2号 申請番号14番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 20ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」登記地目変更のための非農地証明書の交付11件でございます。

申請番号1番 江戸崎字小角、畑1筆、858㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 下太田字上宿、田1筆、64㎡についてですが、平成14年頃から進入路の一部として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号3番 高田字新畑、畑1筆、522㎡についてですが、昭和57年頃から駐車場として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号4番 高田字天ノ宮、畑1筆、1,876㎡、申請番号5番 椎塚字新地、畑1筆、59㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号6番 佐原組新田字佐原組、田1筆、229㎡についてですが、平成元年頃から駐車場として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号7番 町田字久保、畑1筆、274㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 東大沼字治部野原、畑1筆、36㎡についてですが、昭和59年頃から宅地の一部として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号9番 阿波崎字坂下、畑1筆、70㎡、申請番号10番 阿波崎字地藏前、畑2筆、535㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号11番 阿波崎字地蔵前、畑1筆、95㎡についてですが、20年以上前から自宅への進入路として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真の添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君） 6番宮本です。

申請番号1番について、去る5日、埴本委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号2番について、去る5日、篠崎委員と荒井推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。平成14年頃から進入路の一部として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号3番から5番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本 典勇君） 11番埴本です。

申請番号3番から5番について、去る5日、宮本委員と藤巻推進委員・木村推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号3番については、昭和57年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。申請番号4番・5番については、現地が荒廃しており、周囲の状況からみても耕作することが困難であることから、今後耕作する見込みがないことを確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号6番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君） 17番坂本です。

申請番号6番について、去る5日、根本委員と木内推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。平成元年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号7番、8番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。

申請番号7番、8番について、去る5日、内田委員と中沢推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号7番については、現地が荒廃しており、周囲の状況からみても耕作

することが困難であり、今後も耕作する見込みがないことを確認いたしました。申請番号8番については、昭和59年頃から宅地の一部として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番から11番について、わたくし根本より報告をお願いいたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号9番から11番について、去る5日、坂本委員と黒田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号9番・10番については、現地が荒廃しており、周囲の状況からみても耕作することが困難であり、今後も耕作する見込みがないことを確認いたしました。申請番号11番については、20年以上前から住宅の進入路として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。今回の案件についてですが、所有者が亡くなり、相続する方がおらず、相続財産清算人がついており、今後、本市においても、類似する案件が出てくるかと思われます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。11番 墳本 典勇君。

○11番（墳本 典勇君） 11番墳本です。申請番号9番から11番について、相続財産清算人がついているとのことですが、この土地は今後どうなっていくのでしょうか。

○農業委員会事務局係長（久保田 健夫君） 今後の処遇ですが、相続財産清算人として弁護士が裁判所から指名されており、不動産を処分していき、お金にかえていきます。それで、清算人をたてた方、債権者などにお金を払っていきます。不動産がなくなり、財産がなくなった時に、清算人をおりることができます。不動産がすべて売れるまでは相当な年数がかかると思いますし、最終的に売れる見込みがないものについては、国庫に入り、終了することもあり得ます。

○議長（根本 脩君） そのほかにはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 非農地判断

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「非農地判断」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 23ページをお開き願います。

議案第4号「非農地判断について」でございます。

こちらは令和7年度に行った、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断された農地のうち、田1筆、216㎡、畑5筆、3,139㎡について、総会で議決が得られれば非農地とし農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。議案書と合わせてお手元にあります議案第4号非農地判断について報告書の1ページをお開き願います。

申請番号1番 江戸崎字児松、畑1筆、642㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

続きまして報告書の2ページをお開き願います。

申請番号2番 江戸崎字外浦、畑1筆、555㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

続きまして報告書の3ページをお開き願います。

申請番号3番 江戸崎字法蓮坊、畑1筆、369㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

続きまして報告書の4ページをお開き願います。

申請番号4番 江戸崎字新山、畑1筆、758㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

続きまして報告書の5ページをお開き願います。

申請番号5番 江戸崎字金上台、畑1筆、815㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。

続きまして報告書の6ページをお開き願います。

申請番号6番 江戸崎字原、田1筆、216㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。

なお、申請番号1番から4番及び6番については、農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっております。申請番号5番については、市街化区域のため、農業振興地域外、土地改良区域外となっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。15番 山口 和彦君。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。稲敷市で、年間どのくらい、畑などが非農地になっているのか、割合はわかりますか。

○農業委員会事務局係長（久保田 健夫君） 手元に資料がなく、すぐに正確な数値が出せませんので、次回の総会でお示ししたいと思います。

○15番（山口 和彦君） わかりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「非農地判断」を採決いたします。本案は、事務局説明のとおり非農地通知を発行することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は事務局説明のとおり非農地通知を発行することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(黒田 真樹君) 25ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、26件、137筆、210,075㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(黒田真樹君) 43ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が7件、10筆、26,882㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時2分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

9 番 委 員 坂 本 和 夫

10 番 委 員 村 山 文 雄